

平成25年度

保育園

入園のご案内



平成25年度4月入園および入園予約の申し込みを10月1日(月)から10月5日(金)まで受け付けます。

なお、例年より1カ月早い受付になりますのでご注意ください。

保育園は、日中家庭で十分保育ができない乳幼児を保護者に代わってお世話するところです。

本町には下表の民間の保育園があります。

保育時間

保育時間は、保育園の開設時間内で保育園長が保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定めます。

保育園の開設時間は、平日はおおむね午前7時15分から午後7時(土曜日は午後1時)までとなっていますが、保育園により異なりますので各保育園にご相談ください。

保育園名	所在地	電話番号	定員	受入年齢	障がい児保育
大治保育園	西條字南屋敷179	(444) 2059	200名	8カ月～就学前	○
大治東保育園	北間島字屋敷94	(441) 3114	230名	6カ月～就学前	○
大治南保育園	砂子字中割28	(432) 0781	200名	3カ月～就学前	○
認定こども園(仮称) おおはる西保育所 平成25年4月1日開所予定	西條字土井ノ池35-1	(442) 0385 [大治幼稚園]	60名	8カ月～就学前	

※表中の○印の園では、障がい児保育を実施しています。

入園基準および添付書類

保育園に入園できる児童は本町在住で、保護者等が次のいずれかの事情に該当する場合です。

① 昼間に居宅内・外で児童と離れて労働することを常態としている(勤務・パート・内職・自営等証明書)

② 出産(予定)日の前後各2カ月間(医師の診断書または母子健康手帳)

③ 病気または障がいがある(医師の診断書または身体障害者手帳等)

④ 同居の親族を常時介護している(医師の診断書または身体障害者手帳等)

⑤ 災害被害を受け、その復旧にあたって(罹災証明書)

⑥ これらの事情に類する状態にある場合
※()内は添付書類

入園申し込みの手続き

保育園受付・面接日時

・認定こども園(仮称)おおはる西保育所 10月1日(月)
午前10時～午後4時

※大治幼稚園で申込書の配布、

受付および面接を行います。

・大治東保育園 10月2日(火)

・大治南保育園 10月3日(水)

・大治保育園 10月4日(木)

各園午前9時～午後4時

お子さんをお連れください。

なお、大治保育園・大治東保育園・大治南保育園での受付日時に都合がつかない場合は、10月1日(月)から10月5日(金)までの間、役場(午前8時30分～午後5時15分)で受付のみ行います。

※認定こども園(仮称)おおはる西保育所の申込書の配布および受付は役場では行いませんので、直接、大治幼稚園へ申し込んでください。

提出書類 所定の「保育所入所申込書」等に保育に欠ける状況を証明する書類を添えて提出してください。

申込書の配布 入所申込書等の用紙は、役場民生課または各保育園で9月3日(月)から配布します。

入園予約

会社等に勤務されており、産休および育児休業等を利用された後、保育園へ入園を希望される

方は、出産前から入園予約を受け付けます。

産休明けの場合 大治南保育園

(おおむね生後3カ月以上の乳児)

育休明けの場合 大治保育園・

大治東保育園・大治南保育園・認

定こども園(仮称)おおはる西保

育所

保育料

保護者の皆さんが負担する保育料は、児童の属する世帯の父母またはそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)の前年分の所得税合計額または前年度分の市町村民税合計額等により「階層別」に決定し毎月納めていただきますが、本町では従来より国の徴収基準より低く定め、保護者の負担の軽減を図っています。

平成24年度の保育料は下表のとおりです。なお、平成25年度の保育料の決定に必要な書類は後日提出していただくこととなりますが、主なものは次のとおりです。

給与所得者 平成24年分源泉徴

収票

事業所得者 平成24年分確定申

告書の写し

保育所運営費保護者負担金徴収金基準額表

(単位:円)

各月初日に在籍児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)	
階層区分	定義		3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0 (0) [0]	0 (0) [0]
第2	第1階層および第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	前年度分の市町村民税非課税世帯	5,400 (2,700) [0]	3,600 (1,800) [0]
第3		前年度分の市町村民税課税世帯	11,700 (5,900) [0]	9,900 (5,000) [0]
第4		40,000円未満	18,000 (9,000) [0]	16,200 (8,100) [0]
第5	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円以上103,000円未満	29,000 (14,500) [0]	20,000 (10,000) [0]
第6		103,000円以上413,000円未満	39,700 (19,900) [0]	21,600 (10,800) [0]
第7		413,000円以上	51,500 (25,800) [0]	23,300 (11,700) [0]

原則、口座振替による納付で、振替日は毎月末です。
※振替日が土日・祝日の場合は、翌日となります。

保育料徴収方法

問合せ先 役場 民生課
内線161

転入者 平成24年1月2日以降に本町へ転入された方は、前住所地の平成24年度分市町村民税の課税証明書

入園等の決定通知

入園の決定は12月中旬ごろ、保育料の決定は4月中旬ごろ各家庭に通知します。

認定こども園ができます

海部地区で初となる認定こども園(仮称)おおはる西保育所が平成25年4月に開所します。

認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の良いところを生かしながら、その両方の役割を果たす施設です。さらに、地域における子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援を行います。

- ・()内の金額は、それぞれの階層に属する世帯から2人以上の児童が入所または幼稚園等を利用している場合における2人目の児童に適用される基準額です。
- ・[]内の金額は、それぞれの階層に属する世帯から3人以上の児童が入所または幼稚園等を利用している場合における3人目以降の児童に適用される基準額です。
- ・月の途中で入所または退所した児童のその月に係る負担金については、日割計算による額を徴収します。なお、算定した負担金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。
- ・町民税未申告世帯は第3階層とします。
- ・児童の属する世帯の階層が第2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の保護者負担金徴収額は0円とします。
 - ①「母子世帯等」…母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯およびこれに準ずる父子家庭の世帯
 - ②「在宅障がい児(者)のいる世帯」
- ・保護者が児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を3人以上養育または監護し、かつこれらの児童と生計を同じくする場合にはこの表の規定にかかわらず、当該児童のうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第3番目以降の3歳未満児に係る徴収金を0円とします。